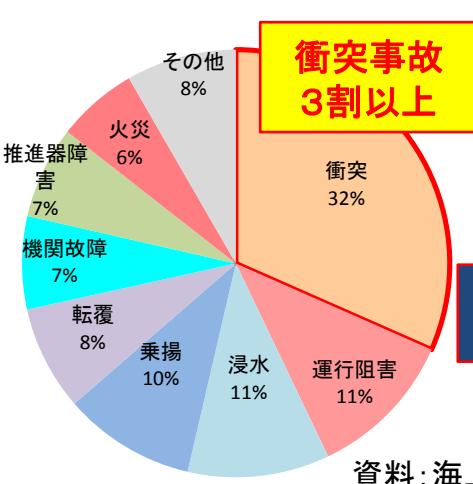


10月は全国漁船安全操業推進月間です！

海難による死者・行方不明者の5割は漁船が占めています。衝突事故が3割以上を占め、7割以上は見張り不十分によるものであり、人為的要因によるものが9割以上を占めています。

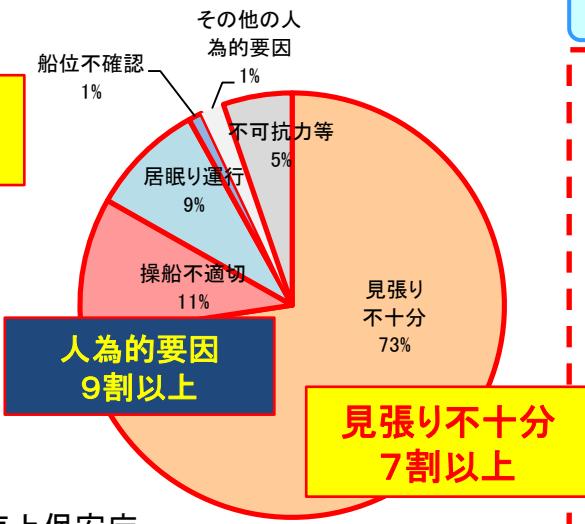
漁船事故の種類別件数

【平成23～27年の5年間の平均値】



衝突事故
3割以上

漁船衝突事故の原因別割合



人為的要因
9割以上

見張り不十分
7割以上

資料：海上保安庁

見張り不十分や居眠りなどによる衝突事故が多発!



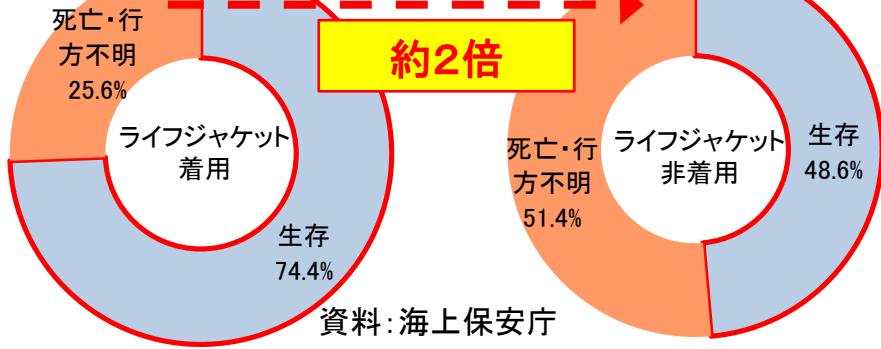
漁具や漁獲物に気を取られて見張りがおろそかになっていませんか？しっかり見張りを行っていますか？

操船を自動操舵まかせにして、居眠りしていませんか？

出漁する前に確認しましょう・・・「**い**かの**し**お**か**ら！」
いつも、**か**ならず、**の**る時には、**し**っかり着けて、**あ**互いに、**か**くにんしましょう、**ラ**イフジャケット！・・・**非**着用者の**死**亡率は着用者に比べて**約2倍**高くなります。

漁船からの海中転落者の生存／死亡率

【平成23～27年の5年間の平均値】



資料：海上保安庁

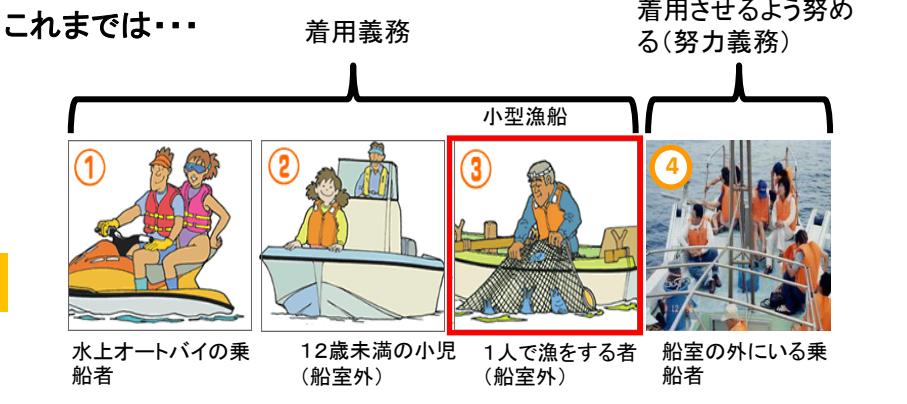
ライフジャケットの着用義務

- ・1人乗り小型漁船で漁ろう中に未着用の場合、**6ヶ月以内の業務停止等処分**の対象
- ・船員法対象漁船では、乗組員はもちろん、船主にも乗組員に着用させることを義務付け。違反した場合は**30万円以下の罰金等処分**の対象

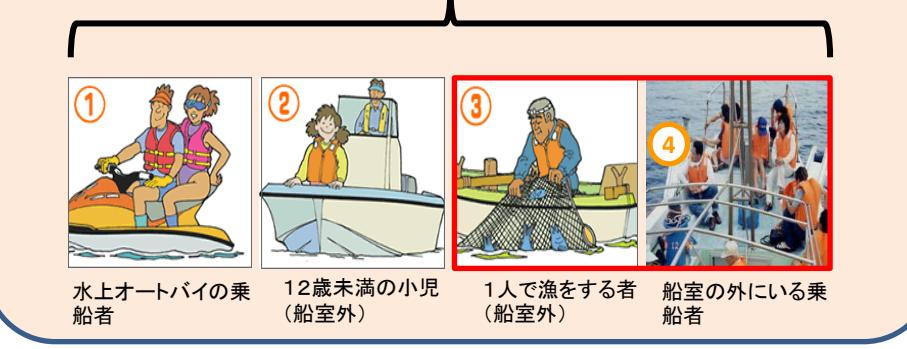
29年夏からライフジャケットの着用が全面義務付け！

※義務付け時期については平成28年8月時点の予定です。

20トン未満の小型漁船の場合の救命胴衣の着用義務について



これからは・・・
③に加え、④の場合にも着用義務がかかる



ダイビングスーツを着用している場合等、着用義務が除外される場合があります。詳しくは、お問い合わせ下さい。国土交通省海警局安全政策課 03-5253-8111

自分の体形や作業内容等により適した種類を選びましょう！



「漁業者のためのライフジャケット着用推進ガイドライン」を活用ください！

ガイドラインでは、ライフジャケット着用のポイントや自分にあったライフジャケットの選択に関する情報等が掲載されています。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/bunyabetsu/index.html#a-11>

メンテナンスのポイント

みんなでメンテナンスしよう！着る前に、チェック！

スプール(水感知センサー)等を定期交換していますか？取り付けが緩んでいませんか？

使用前 使用后

ポンペにサビ・傷等はありませんか？使用后(穴の開いた封板)のポンペを装着していませんか？

ベルトやバックル、作動策等は破損していませんか？

気室布等が破損していませんか？補助送気管に息を入れて空気漏れはありませんか？

【「日常点検」あなたの救命胴衣は大丈夫？(小型船舶関連事業協議会)を基に作成】

10月は全国漁船安全操業推進月間です！

「カイゼン講習会」を活用して、「安全推進員」を養成しましょう！

カイゼン講習会の詳細は、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターホームページをご覧ください！
お問い合わせ先：03-5545-1617 [安全事業関係資料] <http://shuugyousha.org/pdf/anzen/annai2014.pdf>

マリンセーフティガイド

発航前点検とライフジャケットの常時着用！

「マリンセーフティガイド」は、安全な航行のために、出航前、航行中、入港後のチェック項目を掲載した海難防止実践パンフレットです。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/syoukai/soshiki/toudai/navigation/safety/handbook.htm>



海の安全情報(沿岸域情報提供システム)

海上保安庁では、プレジャーボート、漁船等の船舶運航者や磯釣り、マリンレジャー愛好者の方に対して、全国各地の灯台等で観測した風向、風速、波高等の局地的な気象・海象の現況、海上工事の状況、海上模様が把握できるライブカメラの映像等の「海の安全情報」を提供しています。

さらに、24時間体制で避難勧告等の緊急情報、気象現況、気象庁発表の気象警報・注意報等を電子メールで配信するサービスを提供しています。

パソコン用サイト

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/>



スマートフォン用サイト

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>



携帯電話用サイト

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html>



電子メール配信サービス

<http://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>



JCG 海上保安庁

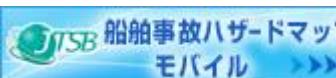
運輸安全委員会のホームページを安全操業に活用しましょう！
(過去の海難事例から事故防止策などを見ることができます。)

船舶事故ハザードマップ

地図から探せる事故とリスクと安全情報



<http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>



安全啓発リーフレット

2隻一体となって航行する漁船と大型船の衝突事故が発生しています！ <http://www.mlit.go.jp/jtsb/keihatuleaflet.html>

2隻一体となって航行する漁船の各船長は、それぞれが逆方向の舵を取った場合、操船が不自由なることを認識し、次の対策を強化して安全航行に努めましょう。



漁場はもう少し左だな

1. 見張り

見張りを適切に行って、早目に衝突を避ける操船を行いましょ。

2. 連絡手段

接近する大型船の情報や操船の意図を共有するため、漁業用無線のほか、操船を行っていない乗組員に直接伝達してもらう等の連絡手段を確立し、連絡を密に取りましょ。



運輸安全委員会は、年間約1,000件の船舶事故等の調査報告書をホームページで公表しています。

<http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html>



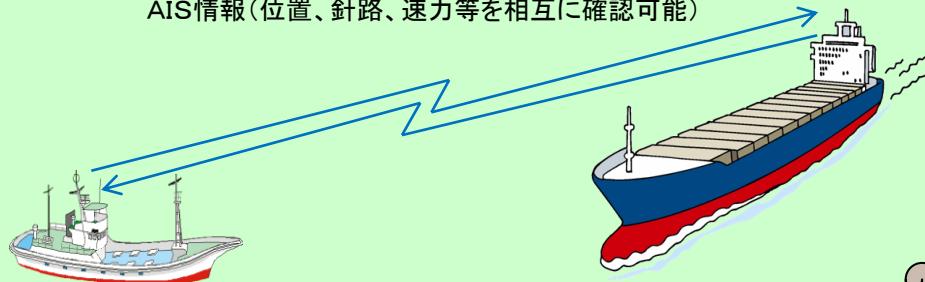
海難事故防止のためAISの導入を！

総務省、国土交通省、水産庁、海上保安庁

AISとは？

AIS (Automatic Identification System: 船舶自動識別装置) とは、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に送受信するシステムです。

AIS情報(位置、針路、速力等を相互に確認可能)



➤ AISは雨や波の影響を受けず、荒天時でもお互いの位置、針路等を容易に確認できます！

簡易型AISは、比較的安価(10数万円程度)に購入でき、無線従事者の資格がなくても操作できます。(※ただし無線局の免許申請は必要です。)

AISを搭載する漁船に支援制度ができました！

漁船保険中央会において、AIS搭載漁船への優遇措置として、年間保険料の一部を助成します。

お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官 03-6744-2357
漁船保険中央会 03-3591-3103
<http://www.ghn.or.jp/>

漁船へのAISの設置に当たって、漁業近代化資金や(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)の漁船資金など、低利な制度資金が活用できます。

お問い合わせ先：水産庁水産経営課 03-6744-2347

AISを搭載する漁船への支援制度の詳細は、水産庁ホームページをご覧ください！

[漁船の安全操業に関する情報]

水産庁 Fisheries Agency

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/bunyabetsu/index.html#a-11>

幹事団体：(一社)大日本水産会

協賛：全国漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、漁船保険中央会、(公財)漁船海難遺児育英会、

(一財)中央漁業操業安全協会、(一社)全国漁業無線協会、NPO法人水産業・漁村活性化推進機構、(一社)全国漁業就業者確保育成センター

後援：水産庁、国土交通省、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所